

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน  
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการย้ายฐานธุรกิจแบบครบวงจร  
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 13/2565

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 13/2565 号に基づく  
総合的な事業拠点移転への促進措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 13/2565 号「総合的な事業拠点移転への促進措置」に基づく投資奨励を効率化しかつ明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 本説明書において、地域統括会社（Regional Headquarter）とは国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）を指す。

第 2 項 投資奨励申請者の資格

総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく投資奨励申請者は、以下の 2 つの場合において仏暦 2566 年（2023 年）の最終営業日までに恩典を申請すること。

2.1 製造業への新規投資プロジェクトの場合、恩典申請者は国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）および/または研究開発センター（R&D Center）の詳細を示す「仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 13/2565 号に基づく総合的な事業拠点移転への促進措置の奨励申請または追加恩典申請書添付書式（F PA PP 62）」とともに、一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）を用いて、「奨励申請書」を提出すること。

2.2 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号または仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づく投資奨励対象業種表に基づき既に操業しておりかつ被奨励プロジェクトである A グループの製造業のプロジェクトの場合、投資促進第 1-4 部製造業担当官に国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）および/または研究開発センター（R&D Center）への投資詳細を示す「仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 13/2565 号に基づく総合的な事業拠点移転への促進措置の奨励申請または追加恩典申請書添付書式（F PA PP 62）」とともに、「プロジェクト変更申請書（F PA PC 01）」を提出すること。なお、追加恩典申請日時点で第 31 条に基づく法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていない。

なお、製造業、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）および/または研究開発センター（R&D Center）の事業については、同一法人の下で運営しなければならない。但し、タイ国内で既に国際ビジネスセンターの事業を行っている法人の場合は本措置に基づく追加恩典申請のための奨励申請の対象外とする。基準を満たしている製造業のプロジェクトを 1 件だけ選択し、総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく奨励申請または追加恩典の申請を行うことが出来る。

第3項 製造業の事業でなければならない。但し、仏暦2565年（2022年）12月16日付投資委員会事務局布告第Por. 4/2565号の第2項およびその改定増補に指定した総合的な事業拠点移転への促進措置に基づく奨励対象外とする事業は除く。また、仏暦2557年（2014年）12月3日付投資委員会布告第2/2557号に基づく非奨励プロジェクトの場合は、仏暦2565年（2022年）12月16日付投資委員会事務局布告第Por. 4/2565号およびその改定増補に基づき恩典の対象外とする業種を比較し審査する。

第4項 地域統括会社（Regional Headquarter）および/または研究開発センター（R&D Center）に不可欠な活動の詳細は以下の通りである。

4.1 地域統括会社（Regional Headquarter）の不可欠な活動は、以下のように一部の事業活動のみにおいて国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）の条件に従うこと。

- (1) 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- (2) 原材料および部品の調達
- (3) 製品の研究開発
- (4) 技術支援
- (5) マーケティングおよび販売促進
- (6) 人事管理、トレーニング
- (7) 財務に関するアドバイス
- (8) 経済と投資の分析および研究
- (9) ローン管理・コントロール
- (10) 財務センター（Treasury Center）の財務管理サービス

4.2 上記の事業活動範囲の4.1(1) - (10)のうち3つ以上を有すること。

4.3 払込済登録資本金が1,000万バーツ以上であること。また、国際ビジネスセンターに必要とされる知識および技能を持つ従業員を10人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務管理サービス提供のみを有する国際ビジネスセンターの場合は、知識および技能を持つ従業員を5人以上雇用すること。

4.4 研究開発センター（R&D Center）の不可欠な活動は、研究開発センター（R&D Center）に不可欠な活動である新たな事業活動範囲を有すること。奨励申請者は、奨励申請日または追加恩典申請日に研究開発センター（R&D Center）設立の目的、事業範囲、人材雇用、研究開発センター（R&D Center）の事業に使用される機器・装置の詳細、研究開発サービス提供の対象顧客を含む研究開発センター（R&D Center）の実施計画を提出すること。

第5項 国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）の新規投資プロジェクトの場合は奨励証書の発行日より3年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守を確認するために操業開始許可を申請すること。または、国際ビジネスセンター（International Business Center: IBC）の既存の被奨励プロジェクトの場合はプロジェクトの改定申請日より3年以内に収入が発生するかサービス提供を開始し、かつ条件の遵守の報告書を提出すること。通常の基準に基づく法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

第6項 本措置に基づいては、製造事業の投資による純利益を対象とし、業種に基づく基本特典の追加で法人所得税免除期間を3年間あるいは5年間追加するが、合計8年間までとする。その期限まで行われない場合、状況によっては法人所得税免除の特典を3年間あるいは5年間廃止する。

第7項 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) への投資金額は製造業プロジェクトの第31条に基づく法人所得税免除金額として計上しない。また、本措置に基づく研究開発センター (R&D Center) の研究開発への投資もしくは支出を利用し、他の措置と特典の重複申請はできないものとする。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2566 年 (2023 年) 8 月 8 日